

運 営 規 程

医療法人 越南会

ケアセンター 藪神

(事業の目的)

第1条 ケアセンター蕪神（以下、「ケアセンター」という。）は介護保険法の趣旨に基づいて、要介護者について、その居宅において、又はケアセンターに通わせ、若しくは短期間宿泊させ家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことを適切に支援する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 ケアセンターの基本的な運営方針は次の通りとする。

- 1 ケアセンターが提供するサービス内容、運営は介護保険法並びに関係省令、告示の趣旨に添ったものとする。
- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い・宿泊・訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切にサービスを提供する。
- 3 利用者一人一人の人格を尊重し、尊厳の保持に努める。
- 4 サービスの提供にあたっては、サテライト型小規模多機能型居宅介護計画に基づき漫然かつ画一的にならないように必要なサービスを提供する。
- 5 懇切丁寧を旨とし、利用者・家族に説明する。
- 6 ケアセンターは、自ら提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ることとする。
- 7 サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限する行為はしないものとする。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称等は次の通りとする。

名 称	ケアセンター蕪神
所 在 地	南魚沼市一村尾1837番地

(利用定員)

第4条 当事業所の定員は次の通りとする。

登録定員	29名
通所定員	18名
宿泊定員	7名

(営業日及び営業時間等)

第5条 営業日等は以下の通りとする。

営業日	年中無休（年間365日）
営業時間	24時間
① 通所サービス	8：00～17：00（基本時間）
② 宿泊サービス	17：00～8：00（基本時間）
③ 訪問サービス	随時

(通常の営業地域)

第6条 通常の事業実施地域は以下の通りとする。

南魚沼市内

(従業者の職種、員数)

第7条 従業者の職種、員数は以下の通りとし、必置職には法令の定めるところとする。

- | | |
|-------------------|------|
| (1)管理者（介護を兼務） | 1名 |
| (2)看護師 | 1名以上 |
| (3)介護支援専門員（介護を兼務） | 1名 |
| (4)介護職 | 4名以上 |

(従業者の職務内容と配置数)

第8条 勤務する従業者の職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者は、事業所全体の業務、個人情報 の適正な取り扱い、物品、会計及び所属職員を指揮監督し、関係機関との連携、緊急時の対応及び苦情処理等適切に事業が実施できるよう総括する。
- (2)介護支援専門員は利用者にとって適切な小規模多機能型居宅介護計画を利用者への説明、利用者の同意、利用者への交付等の適切な課程を経て作成し、適宜評価するものとする。
- (3)看護職は小規模多機能型居宅介護計画に基づいて看護業務に当たる。
- (4)介護従業者は小規模多機能型居宅介護計画に基づいて日中・夜間ケア、訪問介護及び相談指導業務に当たる。
- (5)勤務する職員は、日中サービス時間帯は利用者3人に対して1人（常勤換算）、訪問サービス要員として1人（常勤換算）とする。
- (6)勤務する職員は、宿泊サービス時間帯は夜勤1人、他に訪問サービス要員として宿直1人（訪問の予定がない場合オンコール体制）とする。

(実施するサービス内容)

第9条 実施するサービスの内容は以下のサービスとする。

(1)通いサービス（日中サービス）

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な援助を行う。

ア、移動の介助

イ、養護（休養）

②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。又、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア、日常生活動作に関する訓練

- イ. レクリエーション・アクティビティサービス
- ウ. グループ活動
- エ. 行事的活動
- オ. 園芸活動
- カ. 趣味活動（行事参加、買い物等を含む）
- キ. 地域活動への参加

④食事

- ア. 食事の準備、後かたづけ
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他の必要な食事の介助

⑤入浴支援

⑥排泄支援

⑦送迎支援

利用者の希望により行う。

(2) 宿泊サービス

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、食事・入浴・排泄等の日常生活に必要な援助を行う。

②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

(3) 訪問サービス

利用者の居宅へ訪問して食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要な世話をを行う。

(4) 相談援助等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する必要な相談及び助言・申請代行等を行う。

(利用料その他の費用の額等)

第10条 利用者負担金については利用料金表の通りとする。

利用料金表以外に必要な費用がかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に説明を行いその同意を得るものとする。

(利用及び説明と契約)

第11条 ケアセンターのサービス利用要件については以下に定める。

(1) 利用対象者

- ア. 要支援1から要支援2の方、要介護1から要介護5の方
- イ. 南魚沼市内に居住している者

(2) サービス提供の決定

当センターは、正当な理由無くしてサービス提供を拒んではならない。又、サービス提供に先立ち、あらかじめ対象者の心身の状況・家庭環境等を調査し管理者が関係者との協議を経て決定する。

(3) 契約に先立ち運営規程の概要、重要事項説明書、利用料金表を説明・交付し、同意を得ることとする。

(4) 次の場合はサービス契約を停止する。

- ア. 利用者が死亡したとき。
- イ. 利用者又は家族が契約停止を申し出たとき。
- ウ. 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定されたとき。
- エ. 極端な暴力行為や自傷行為、徘徊等により共同生活を送ることが困難なとき。
- オ. 利用者が病状の悪化等で医療機関へ入院加療となり契約停止を申し出たとき。
- カ. サービス利用料等の支払いが遅延して相当期間を定めた催促にもかかわらず支払われない場合。

(利用者の留意事項)

第12条 利用者の留意事項として以下に定める。

(1) 健康保持、身体機能の低下防止

利用者は自ら健康の保持に留意し、心身機能の低下を防止するよう努めなければならない。又、そのために提供されるサービスを正当な理由なくして拒否してはならない。

(2) 身上変更事項

利用者及びその家族は、その身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(3) 施設内禁止事項

- ア. 他の利用者を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- イ. 他の利用者と喧嘩若しくは口論をなすこと。
- ウ. 持ち込み制限若しくは禁止している物品をケアセンターへ持ち込むこと。
- エ. 故意に施設若しくはその備品に損害を与え、又はこれらを管理者の承認なしに施設外に持ち出すこと。
- オ. 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- カ. 無断で備品の位置、又は形状を変えること。
- キ. 従業者の管理上必要な指示に従わないこと。

(苦情処理)

第13条 管理者は、利用者、家族等からの事業に関わる苦情を迅速かつ適切に対応するために以下を講ずる。

- ア. 別途に苦情を処理するために講ずる措置を定める。
- イ. 利用者等からの苦情を受け付けたとき、又自治体等関係機関から改善に対する指導、助言を受けたときは、速やかに改善すると共に必要な調査に協力する。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

又、従業者との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業者の知り得た秘密の保持を行うこととする。

- 2 利用者の個人情報を含む小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 ケアセンターは、サービスの提供にあたり、利用者に事故が発生した場合には、その過失の程度により損害賠償を行う。又、利用者が施設、設備等に損害を与えた場合には、原状復帰又は損害を賠償しなければならない。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は別に充てる。
- (2) 火元責任者には事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、ケアセンター職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生時の対応と再発防止)

第 17 条 利用者に対する不測の事故が発生した場合は可能な範囲で、最善で適切な対処をすることと共に利用者の家族、関係市町村・機関へ速やかに報告して助言、指導を仰ぐものとする。又、その都度速やかに原因解明、再発防止対策を検討する。それらの記録は最低 5 年間保存するものとする。

(衛生管理)

第 18 条 事業に使用する備品等は常に清潔を保持するために、日々の清掃・消毒を施すなど衛生管理に留意するものとする。

2 職員は、研修等を通じて感染症対策や衛生管理に関する知識と技術の取得を図る。

(その他運営にあたっての重要事項)

第 19 条

1. 記録の整備

ケアセンターは、小規模多機能型居宅介護サービス計画、サービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管しなければならない。

2. 掲示

施設の見やすい場所に、運営理念、運営規程の概要並びに職員の勤務体制、利用料、その他のサービス選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

3. 研鑽と勤務体制

管理者は、事業の社会的使命を十分に認識し、従業者の質的向上を図るため、継続的に研

究、研修の機会を設け実施し、又、適切かつ効率的にサービス提供ができるよう、職員の勤務体制を整備する。

(運営推進委員会)

第20条 事業の運営に当たって、地域との連携と交流を図り更なるサービスの質向上を目指すことを目的に運営推進委員会を、以下の通り設置することとする。

- (1) 構成メンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員または市役所職員及び当センター職員等とし、事務局をケアセンターに置くこととする。
- (2) 委員会開催は事前に案内し、3ヶ月に1回以上開催する。
- (3) 委員会の開催場所はケアセンターとする。
- (4) 委員会ではケアセンターの活動状況を報告し、評価を受けることとする。
- (5) 委員会ではケアセンターへの事業推進上の適切な苦情・要望・助言等を受けることとする。
- (6) 委員会の内容については会議録を作成し、利用者、利用者家族をはじめ関係者等へ公表するものとする。

(緊急時における医療支援体制等)

第21条 利用者が安心してサービスを利用できるよう、医療サービス支援強化を目的に五日町病院、五日町病院附属歯科診療所との間で医療支援態勢をとることとする。

(情報・記録の開示)

第22条 利用者又は家族の求めがあった場合は、所定の手続きの後、事業所が保有する当該利用者に係る情報及びサービス提供記録を開示することとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第23条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。